

議案第29号

石岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部
を改正する条例を制定することについて

石岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する
条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9
6条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月25日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

刑法の一部改正に伴い、懲役を拘禁刑に改めること及び茨城県土砂等によ
る土地の埋立て等の規制に関する条例の改正に伴い、所要の改正をするため。

石岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

第1条 石岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（令和元年石岡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第1条中「適切な規制を行うことにより災害等の発生を未然に防止し、もって市民の安全」を「適切な規制を行うことにより、市民の安全」に改める。

第3条中「土地の埋立て等による災害等の発生防止及び」を削る。

第11条第1項中「5,000平方メートル未満」を「3,000平方メートル以下」に改める。

第13条第1項第3号中「当該事業区域以外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止（以下「土砂等の災害の防止」という。）するため、」を削る。

第14条第1項中「及び土砂等の災害の防止」を削る。

第21条第1項中「当該事業に使用された土砂等の災害の防止」を「市民の安全と良好な生活環境の確保」に改め、同条第5項中「土砂等の災害の防止」を「市民の安全と良好な生活環境の確保」に、「事業に使用された土砂等の災害の防止」を「市民の安全と良好な生活環境の確保」に改める。

第22条第3項中「土砂等の災害の防止」を「市民の安全と良好な生活環境の確保」に改める。

第25条第1項中「事業に使用された土砂等の災害の防止」を「市民の安全と良好な生活環境の確保」に、「当該事業に使用された土砂等の災害の防止」を「市民の安全と良好な生活環境の確保」に改め、同条第2項中「土砂等の災害の防止」を「市民の安全と良好な生活環境の確保」に改める。

第26条第2項中「事業に使用された土砂等の災害の防止」を「市民の安全と良好な生活環境の確保」に改める。

第27条中「その事業に使用された土砂等の災害の防止」を「市民の安全と良好な生活環境の確保」に改める。

第31条中「又は土砂等の災害の防止」を削る。

第32条第1項中「土砂等の災害の発生の防止又は土壌の汚染防止」を「市民の安全と良好な生活環境の確保」に改め、同条第2項中「当該事業区域以外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、若しくは土壌の汚染が発生し、又はこれらの」を「市民の安全と良好な生活環境が脅かされる」に改める。

第33条第2項中「事業に使用された土砂等の災害の防止」を「市民の安全と良好な生活環境の確保」に、「災害の発生の防止」を「市民の安全と良好な生活環境の確保」に改める。

第2条 石岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を次のように改正する。

第35条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

(事業の許可に関する経過措置)

- 2 この附則に別段の定めのあるもののほか、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の石岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第11条第1項の規定による許可を受けている者であって、現に当該許可に係る土地の埋立て等に着手しているものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第11条第1項の規定による許可を受けている者であって、当該許可に係る土地の埋立て等に着手していないものは、この条例の施行の日に、改正後の条例第11条第1項の許可を受けたものとみなす。
- 4 施行日前に改正前の条例による既許可を受けている者であって、この条例の施行後に条例第16条第1項の規定による許可の申請をした者の許可又は不許可の処分については、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項、第30条第1項による許可を要する場合、改正

後の条例第16条第1項の規定による許可又は不許可がされたものとみなす。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 5 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前例による。
- 6 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）。旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期禁錮刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。）